

華誠の知的財産権ニュースレター

— 5月特集 —

「中華人民共和国商標法」 「中華人民共和国不正競争防止法」 修正条文対照表



公式サイト：www.watsonband.com
メール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com



◀ 特集整理 ▶

「中華人民共和国商標法」 「中華人民共和国不正競争防止法」 修正条文対照表

2019年4月23日、第13期全国人民代表大会常務委員会第10回会議にて「全国人民代表大会常務委員会による『中華人民共和国建築法』等の8つの法律改正に関する決定」が通過しましたが、そのうち、六と七は「中華人民共和国商標法」と「中華人民共和国不正競争防止法」について行われた修正に言及しています。

今期の「華誠の知的財産権ニュースレター」では、上記2つの法律について今回修正が行われた条文の修正前後の比較を行い、リストを整理して今期の特集にしました。どうぞご参考になさってください。

「中華人民共和国商標法」 修正条文対照表

(条文中の赤色の書体は修正又は新規追加内容)

修正前	修正後
<p>第四条</p> <p>自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。</p> <p>.....</p>	<p>第四条</p> <p>自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。</p> <p>使用を目的としない悪意ある商標登録出願は、拒絶しなければならない。</p> <p>.....</p>
<p>第十九条</p> <p>.....</p> <p>商標代理機構は、委託人の登録出願する商標がこの法律の第十五条及び第三十二条に規定する事由に該当することを知っているとき、又は知るべきであるときは、その委託を受けてはならない。</p>	<p>第十九条</p> <p>.....</p> <p>商標代理機構は、委託人の登録出願する商標がこの法律の第四条、第十五条及び第三十二条に規定する事由に該当することを知っているとき、又は知るべきであるときは、その委託を受けてはならない。</p>

<p>第三十三条</p> <p>初歩査定され公告された商標について、公告の日から3ヶ月以内に、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の第十条、第十一条、第十二条の規定に違反していると何人が判断したときは、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。</p>	<p>第三十三条</p> <p>初歩査定され公告された商標について、公告の日から3ヶ月以内に、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の第四条、第十条、第十一条、第十二条、第十九条第四項の規定に違反していると何人が判断したときは、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。</p>
<p>第四十四条</p> <p>登録された商標が、この法律の第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。</p> <p>.....</p>	<p>第四十四条</p> <p>登録された商標が、この法律の第四条、第十条、第十一条、第十二条、第十九条第四項の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。</p> <p>.....</p>
<p>第六十三条</p> <p>商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難なときは、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難なときは、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意により商標専用権を侵害し、情状が重大なときは、上述の方法により確定した金額の1倍以上3倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額は、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。</p> <p>.....</p> <p>権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難なときは、人民法院は、侵害行為の情状に応じて、300万元以下の賠償支払いを判決する。</p>	<p>第六十三条</p> <p>商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難なときは、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難なときは、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意により商標専用権を侵害し、情状が重大なときは、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額は、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。</p> <p>.....</p> <p>権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難なときは、人民法院は、侵害行為の情状に応じて、500万元以下の賠償支払いを判決する。</p> <p>人民法院は商標紛争事件を審理し、権利者の請求に応じて、登録商標の模倣に該当する商品については、特殊な情況を除き、廃棄を命じる。主に登録商標を模倣し</p>

	<p>た商品を製造するために使用される材料、工具については、補償をせずに廃棄を命じ、又は特殊な場合は、補償をせずに、上記の材料、工具のビジネスルートへの参入を禁止する。</p> <p>登録商標を模倣した商品は、模倣した登録商標を除去しただけではビジネスルートに参入できない。</p>
<p>第六十八条 商標代理機構に次の各号に掲げる行為のいずれかがあるときは、工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。</p> <p>……</p> <p>(三)この法律の第十九条第三項、第四項の規定に違反すること。</p>	<p>第六十八条 商標代理機構に次の各号に掲げる行為のいずれかがあるときは、工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。</p> <p>……</p> <p>(三)この法律の第四条、第十九条第三項、第四項の規定に違反すること。</p> <p>(四)悪意を持って商標登録を出願した者は、情状に基づいて警告、罰金などの行政処罰を与え、悪意を持って商標訴訟を起こした者は、人民法院が法によって処罰する。</p>

「中華人民共和国不正競争防止法」 修正条文対照表

(条文中の赤色の書体は修正又は新規追加内容)

修正前	修正後
<p>第九条 事業者は、次の各号に掲げる、営業秘密を侵害する行為を実施してはならない。</p> <p>(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫またはその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること。</p> <p>(2) 前項に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、または他人に使用を許諾すること。</p> <p>(3) 取り決めまたは権利者の営業秘密保守に関する要求に反して、具有している営業秘密を開示し、使用し、又</p>	<p>第九条 事業者は、次の各号に掲げる、営業秘密を侵害する行為を実施してはならない。</p> <p>(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入またはその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること。</p> <p>(2) 前項に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、または他人に使用を許諾すること。</p> <p>(3) 秘密保持義務または権利者の営業秘密保守に関する要求に反して、具有している営業秘密を開示し、使用</p>

<p>は他人に使用を許諾すること。</p> <p>第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人に前項に当該する違法行為があることを知りながら、又は知るべきでありながら、当該営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害するとみなされる。</p> <p>本法において営業秘密とは、公衆に知られておらず、商業的価値を有し、かつ権利者が関連の秘密保守措置を取った技術情報及び経営情報をいう。</p>	<p>し、又は他人に使用を許諾すること。</p> <p>(4)教唆、誘引、他人の秘密保持義務違反への幫助によって、または権利者の商業秘密の保守に関する要求に反して、権利者の商業秘密を取得し、公開し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。</p> <p>第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人に前項に当該する違法行為があることを知りながら、又は知るべきでありながら、当該営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害するとみなされる。</p> <p>本法において商業秘密とは、公衆に知られておらず、商業的価値を有し、かつ権利者が関連の秘密保守措置を取った技術情報、経営情報などの商業的情報をいう。</p>
<p>第十七条</p> <p>……</p> <p>不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を計算することが困難な場合には、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。賠償額には事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。</p> <p>事業者が本法第6条、第9条の規定に違反し、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき300万元以下の賠償を権利者に与える判決を下す。</p>	<p>第十七条</p> <p>……</p> <p>不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を計算することが困難な場合には、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。経営者が悪意を持って商業秘密を侵害する行為を実施し、情状が重大なときは、上述の方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額には事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。</p> <p>事業者が本法第6条、第9条の規定に違反し、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき500万元以下の賠償を権利者に与える判決を下す。</p>
<p>第二十一条</p> <p>事業者が本法第9条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10万元以上50万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、50万元以上300万元以下の過料を科すことができる。</p>	<p>第二十一条</p> <p>事業者とその他の自然人、法人及び非法人組織が本法第9条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10万元以上100万元以下の過料に処す。情状が重大である場合は、50万元以上500万元以下の過料に処す。</p>

	<p>【新規追加】</p> <p>第三十二条</p> <p>営業秘密侵害の民事裁判手続において、営業秘密の権利者は、初歩的な証拠を提供し、主張する営業秘密に対して既に秘密保守措置を取ったことを証明し、かつ営業秘密が侵害されたことを合理的に表明し、被疑侵害者は、権利者が主張する営業秘密が本法で規定された営業秘密ではないことを証明する。</p> <p>営業秘密の権人者は、初歩的な証拠を提供して営業秘密が侵害されていることを合理的に表明し、かつ次に掲げる証拠のいずれかをを提供した場合、被疑侵害者は自らに営業秘密の侵害行為がないことを証明しなければならない。</p> <p>(一)被疑侵害者に営業秘密を獲得するルート又はチャンスがあることを明示する証拠があり、かつ被疑侵害者の使用する情報が当該営業秘密と実質的に同じである。</p> <p>(二)営業秘密が既に被疑侵害者によって開示、使用されており、又は披露され、使用されるリスクがあることを明示する証拠がある。</p> <p>(三)営業秘密が被疑侵害者によって侵害されていることを証明するその他の証拠がある。</p>
--	---